



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 池 田 元 英
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経営管理本部長 畑 直 史
(TEL. 03-5284-8326)

新株式発行及び株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【本資金調達目的】

当社グループは、P P S（注 1）事業者から当該事業に必要な不可欠な業務を一括して引き受け、サービスとして提供することを主として平成 16 年に事業を開始し、P P S 向け業務代行及び需要家向けエネルギーマネジメントサービスを主たるサービスとした「エネルギーマネジメント事業」と、電力卸取引及び電源開発からなる「パワーマーケティング事業」の 2 つのサービスからなる、「エネルギー情報業」という単一の事業を行っております。

当社グループは、エネルギーの効率利用促進をテーマに、電力を始めとするエネルギーを効率的に使うための各種サービスや情報インフラを提供しており、これまでに蓄積した需給管理ノウハウを核としたサービスの企画、開発、運用力に強みを有しております。発電から消費に至るまでの電力が流通するプロセスにおいて偏在し非効率化しているエネルギー情報を管理・提供することで、ユーザーのお客様のエネルギー利用を効率化のお手伝いをサービスする会社であり、現在も今後も P P S の電力小売事業とは一線を画したサービスをご提供いたします。

電力業界においては、平成 23 年の東日本大震災以降、原子力発電所停止に伴う電力不足や電気代の高騰から、節電や省エネ分野を中心とした効率的な電力利用への関心が一層強まるとともに、電力を選択したいという需要家側の意識の高まりを受けて、再生可能エネルギーの利用ニーズが顕在化してきております。供給事業者側においても、平成 24 年に再生可能エネルギー固定価格買取制度（注 2）が開始され、今後も電力システム改革の進捗が予定されている中で、新電力の新規参入機会が拡大し、再生可能エネルギーや分散型エネルギーが普及していくことが予想されます。平成 28 年からの電力小売りの全面自由化に向け法整備も進められており、当社グループが事業展開する市場規模は、今後もさらなる拡大が見込まれます。

このような事業環境の中、当社グループは、経済合理性、環境合理性、社会合理性の 3 つの軸からユーザーニーズに応じた電力購入の選択肢を提供する一方で、再生可能エネルギー電源からの電力を P P S 等へ供

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

給するため、再生可能エネルギー施設の開発・発電を行うとともに、再生可能エネルギーの取扱量拡大を図ってまいります。さらに、コンシューマー向けエネルギーマネジメントサービスを順次展開していくとともに、将来的には分散型エネルギー社会が実現され、川下間でのエネルギー融通が普及していく中で、エネルギー流通情報の管理を通じた事業機会の創出を目指しており、長期目標として売上高1兆円の達成を掲げております。

今回の資金調達には、パワーマーケティング事業における電源開発にあたって運転資金及び設備投資資金を確保することに加えて、自己資本を拡充することで将来の事業展開並びに成長機会に適時かつ機動的に対応できるよう財務基盤を確立し、投資余力を拡大することを目的としております。今後は、当社グループが有する需給管理ノウハウを活かして電力代理購入サービスの取扱量拡大を図る一方で、太陽光発電やバイオマス発電、バイオディーゼル発電等の電源開発に取り組むことで、再生可能エネルギーによる電力の地産地消、自産自消モデルを先駆的に構築し、全国各地で新電力の新規参入を支援してまいります。本資金調達により、当社グループは成長戦略を加速させ、さらなる企業価値の向上を実現してまいります。

- (注) 1. P P S (Power Producer & Supplier の略): 一般電気事業者(電力会社)以外で、50kW以上の高圧電力を必要とする需要家に対し電気の小売り供給を行う事業者。現在は新電力ともいう。
2. 固定価格買取制度: 再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。平成24年7月1日より開始された。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 4,000,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年5月28日（水）から平成26年6月2日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年6月4日（水）から平成26年6月9日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 池田元英に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記【ご参考】1.をご参照)

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 600,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 S M B C 日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、引受人が当社株主である池田元英(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 池田元英に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)(後記【ご参考】1.をご参照)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 600,000株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び
資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び
割 当 株 式 数 S M B C 日興証券株式会社 600,000株
- (5) 申 込 期 日 平成26年6月24日(火)
- (6) 払 込 期 日 平成26年6月25日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当増資に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 池田元英に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、600,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成26年5月12日（月）開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成26年6月20日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年5月28日（水）の場合、「平成26年5月31日（土）から平成26年6月20日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成26年5月29日（木）の場合、「平成26年6月3日（火）から平成26年6月20日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成26年5月30日（金）の場合、「平成26年6月4日（水）から平成26年6月20日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成26年6月2日（月）の場合、「平成26年6月5日（木）から平成26年6月20日（金）までの間」

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	43,695,545 株	(平成 26 年 5 月 12 日現在)
一般募集による増加株式数	4,000,000 株	
一般募集後の発行済株式総数	47,695,545 株	
本第三者割当増資による増加株式数	600,000 株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	48,295,545 株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対し S M B C 日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

当社グループは、パワーマーケティング事業において再生可能エネルギーの電気設備の企画・設計・施工・建設や、発電事業の実施、その一連のコンサルティングを行っており、自社投資による電源開発や、自社開発した電源の販売を行っております。

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限 6,422,135,000 円については、全額をパワーマーケティング事業への投資に充当する予定であり、その内訳として、4,260,000,000 円を販売用発電所の建設に伴う運転資金として平成 26 年 12 月期中に充当し、残額を新規のバイオディーゼル発電所の建設に係る設備投資資金として平成 27 年 12 月期までに充当する予定です。なお、上記運転資金は、当社が太陽光発電所を開発・建設して、発電事業を行いたいと考える事業者に販売するための資金であり、当該開発・建設においては用地の取得費用や、発電設備の仕入費用及び設置工事費用等について、当社における費用の先行負担が発生するため、複数の案件を継続的に推進するためのつなぎ資金として充当します。また、上記資金需要の発生までは、上記手取金は安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

当社グループの設備投資計画は、平成 26 年 5 月 12 日現在（ただし、既支払額については平成 26 年 3 月 31 日現在）以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	事業部門の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 茨城バイオ ディーゼル発電所	茨城県	パワーマーケ ティング事業	ディーゼル 発電設備	12,000,000	-	増資資金（新規 公開時）(注 2) 増資資金 及び借入金	平成 26 年 5 月	平成 27 年 6 月	92MW
当社 茨城バイオ ディーゼル発電所	茨城県	パワーマーケ ティング事業	ディーゼル 発電設備	2,700,000	-	増資資金及び借 入金	平成 27 年 1 月	平成 27 年 11 月	23MW
当社 静岡バイオ ディーゼル発電所	静岡県	パワーマーケ ティング事業	ディーゼル 発電設備	5,300,000	-	増資資金及び借 入金	平成 26 年 9 月	平成 27 年 10 月	46MW
当社 本社	東京都 千代田区	エネルギーマネ ジメント事業	事業用ソフト ウェア	348,681	109,943	自己資金及び増 資資金（新規公 開時）(注 2)	平成 26 年 1 月	平成 26 年 12 月	-(注 3)
当社 本社	東京都 千代田区	エネルギーマネ ジメント事業	事業用ソフト ウェア	309,840	-	自己資金	平成 27 年 1 月	平成 27 年 12 月	-(注 3)
当社 本社	東京都 千代田区	エネルギーマネ ジメント事業	事業用ソフト ウェア	309,840	-	自己資金	平成 28 年 1 月	平成 28 年 12 月	-(注 3)
エナリス DE バイオ ガスプラント(株) 群馬バイオガス プラント	群馬県	パワーマーケ ティング事業	発電設備	700,000	520,540	NCP バイオガス 発電投資事業有 限責任組合によ る出資	平成 25 年 11 月	平成 26 年 9 月	0.4MW

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 増資資金（新規公開時）は、平成 25 年 10 月 7 日を払込期日として新規上場時に実施した公募増資（調達金額 1,058,192 千円）及び平成 25 年 11 月 6 日を払込期日として実施したオーバーアロットメントによる売出しに関する第三者割当増資（調達金額 298,816 千円）において調達した資金を指します。詳細につきましては、下記「(2) 前回調達資金の使途の変更」をご参照下さい。

3. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

新規上場時(平成25年10月7日払込期日)に実施した公募増資(調達金額1,058,192千円)及び平成25年11月6日を払込期日として実施したオーバーアロットメントによる売出しに関する第三者割当増資(調達金額298,816千円)については、家庭向けHEMS(注)をはじめとした新規事業に係るシステム投資に233,713千円(平成25年12月期:71,713千円、平成26年12月期:162,000千円)、エネルギーマネジメント事業に係るシステム投資に97,634千円(平成25年12月期:30,086千円、平成26年12月期:67,548千円)、パワーマーケティング事業におけるディーゼル発電設備の建設に係る設備資金に100,000千円(平成25年12月期:100,000千円)、パワーマーケティング事業における販売用発電所の建設に必要な運転資金に650,000千円(平成26年12月期:300,000千円、平成27年12月期:350,000千円)、残額については平成25年12月期以降に、人材の採用・育成に係る運転資金等に充当する予定でありました。

しかしながら、調達した資金の用途計画のうち、ディーゼル発電設備の建設については、当該設備仕様の見直しにより設備自体を外部に売却したため、一部設備投資予定を変更し、増資資金のうち100,000千円については茨城バイオディーゼル発電所の建設に伴う設備資金に充当する予定です。

(注) HEMS(Home Energy Management Systemの略):住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム(燃料電池等)などの創エネ機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車(EV)などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的とするエネルギー管理システムのこと。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の用途」に記載の用途に充当することによって、パワーマーケティング事業への収益寄与だけではなく、調達電源の確保を通じてエネルギーマネジメント事業の拡大にもつながるため、当社グループの中長期的な業績の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や財政状態の状況等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら当社は、未だ成長途上であることから、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行っておりません。

今後は、将来の事業拡大に必要な内部留保とのバランスを考えながら、企業価値の向上に努め、株主への利益還元を検討する所存です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存です。

なお、当社は、会社法第454条第5項に基づき、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
1株当たり当期純利益	25.00円	10.91円	10.86円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	()	()	()
実績配当性向			
自己資本当期純利益率	78.9%	75.3%	25.5%
純資産配当率			

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を、自己資本(期首と期末の平均)で除した数値です。平成23年12月期は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。
3. 純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 平成24年2月4日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を、平成25年6月28日付で普通株式1株につき普通株式100株の株式分割を行っておりますが、平成23年12月期の期初に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は2.30%です。

ストックオプションの付与状況(平成26年5月12日現在)

取締役会決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成25年5月13日	1,005,000株	292円	146円	平成27年5月14日から 平成35年3月18日まで

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成25年10月7日	新規上場時 有償一般募集 1,074,192千円	632,096千円	612,098千円
平成25年11月6日	有償第三者割当 298,816千円	781,504千円	761,506千円

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始 値	円	円	717円	1,788円
高 値	円	円	2,578円	2,585円
安 値	円	円	710円	1,210円
終 値	円	円	1,765円	1,507円
株価収益率	倍	倍	162.52倍	倍

- (注) 1. 当社株式は、平成25年10月8日をもって株式会社東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。
2. 平成26年12月期の株価等については、平成26年5月9日(金)現在で記載しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成26年12月期については未確定のため記載しておりません。

過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、池田元英及び池田奈月は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。